

那須塩原市農業委員会

第 3 1 回総会議事録

令和 2 年 1 月 2 7 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和2年1月27日(月) 午後1時30分～ 午後2時20分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：18名

会長	15	君島 良一	委員	12	渡邊 透
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	13	人見 二三夫
委員	1	松本 忠太	〃	14	大田原 重夫
〃	2	島田 晴子	〃	16	大根田 昇
〃	4	三本木 直人	〃	17	稲垣 政一
〃	5	藤田 利男	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清
〃	10	金田 廣衛	〃		
〃	11	藤田 一郎	〃		

4. 欠席委員：2名（6番辻野京子委員 8番益子丈弘委員）

5. 参集農地利用最適化推進委員：6名

推進委員	大野 雅巳	推進委員	後藤 恵子
〃	茂野 英一	〃	市川 一男
〃	木村 光男	〃	荻原 芳久

6. 議事録署名人の指名：2番島田晴子委員 3番加藤拓央委員

7. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

8. 事務局職員

事務局長	久留生 利美	農地係長	新巻 昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

久留生事務局長

皆さんこんにちは。会議の前に、まず私の方から訂正と追加の方をよろしくお願いします。お手元の方に4ページから7ページの訂正の一覧表がいていると思います。こちらの訂正と追加で議案第7号、農業委員会の法例遵守の申合せ決議について、次第の7号の追加ということで差し替えがお手元にいているかと思いますが、私の方からは以上です。

それでは、那須塩原市農業委員会第31回総会の開会に先立ちまして、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長

《挨拶》

久留生事務局長

ありがとうございました。

それでは、総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より那須塩原市農業委員会第31回総会を開会いたします。

本日は、辻野京子委員、益子丈弘委員より欠席する旨の届け出を受けております。

在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、那須塩原市農業委員会 総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号2番島田晴子委員と議席番号3番加藤拓央委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美 委員

議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、1月19日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市低区配水池より西へ20メートルに位置しています。賃借する理由としては、申請人は前から借りて耕作していました。しかし貸手人が死亡していますが、相続が完了していません。賃借があれば法定相続人の持分の2分の1を超える同意があれば、許可申請が可能となります。今回、法定相続人2人を合わせて3分の2の同意となるので申請となりました。借手人の経営状況は、水稻23ヘクタール、牧草4ヘクタール、飼料米3.5ヘクタール、繁殖牛18頭で経営を営んでおり、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台他を所有しています。申請地の耕作予定は、水稻と牧草を作付する予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

藤田一郎 委員

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。

番号２番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

議案第１号、番号２番について調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、１月１９日、午後１時半ごろ、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、百村郵便局より南東へ約５００メートルに位置しています。賃借する理由としては、当該農地は以前から借りていたものですが、申請者経営の中では借地が多く所有関係を明確にするため今回の申請に至ったものです。借手人の経営状況は、３．４ヘクタールの所有地と、１６．３ヘクタールの借地の合計１９．７５ヘクタールで、水稻１６．９ヘクタール、麦７．８ヘクタールを耕作しております。申請地の耕作予定は、現況通りの借地２１アール、全面積を花木作付けという状況でございます。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号２番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。

番号３番について、大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員

議案第１号、番号３番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、１月２１日、午後６時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市烏ヶ森公園北側より北へ約１５０メートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人が高齢かつ病気がちになってしまったことから、買い受けてくれませんかと言葉がかかったため、また夫が退職したこともあり、夫婦で耕作できることから申請に至りました。譲受人の経営状況は、現在耕作面積５２アール、トラクター１台、耕運機１台、２トントラックを所有しています。水稻と野菜を栽培しています。申請地の耕作予定は、ネギ、白菜、キャベツ、ブロッコリーです。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号３番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号３番については、許可することに決しました。

番号４番について、木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員	議案第1号、番号4番について調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は、1月17日、午前8時15分頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立大貫小学校より西へ1.3キロメートルに位置しています。売買する理由としては、農地の位置、面積、形状等からみると、現状では農地の形状が耕作しずらく、譲受人の所有する隣接農地と一体利用することで利便性が上がるため今回の売買の話に至りました。譲受人の経営状況は、水稻と野菜を耕作しています。水稻は委託しています。申請地の耕作予定は、これからも水稻を予定しています。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。なお、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由の、施行令第2条第3項、農地の位置、面積、形状等から、隣接地権者が所有権を取得するのが相当である場合には、不許可の例外に該当します。また農地法第3条第2項のその他の各号については、該当しないことを確認いたしました。番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分取消願いについて」を議題といたします。
藤田利男 委員	番号1番について、藤田利男委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地転用許可を取り消す願い出です。願い出人・許可を受けた土地・許可を取り消す土地・取消の理由は議案書記載のとおりです。願い出地は、道の駅湯の香り塩原より北へ3キロメートルに位置しています。現地調査は、1月23日、午前10時40分頃に行いました。願い出人は、願い出地を公道敷地とするため、H29年3月27日付で、5条許可を取得し、着手する予定でしたが、隣接工場が移転する話になり、着工できずにおりました。移転決定となり転用は断念したため、許可を取り消したいとのことです。現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。地元調査員・調査班と取消相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田利男委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については 取消を承認 することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
稲垣政一 委員	番号1番について、稲垣政一委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住

	宅を建築するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。貸人と借人の関係は父と子です。申請地は、ＪＲ西那須野駅より北へ約９０メートルに位置しています。現地調査は、１月２３日、午前９時３０分頃に行いました。申請地は都市計画法上の第１種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在父と同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、隣接地に住宅を計画、本件の申請となりました。事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、周辺に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。 番号２番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫 委員	議案第３号、番号２番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約５００メートルに位置しております。現地調査は、１月２２日、午前９時５５分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の商業地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は当該地付近で、あんま、マッサージなどの施術院を経営していますが、駐車場が不足してきたことから土地を探していたところ、隣接地の方が提供してくれることとなり今回の申請となりました。事業計画は申請地に２３台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。既設のコンクリートブロックやコンクリート擁壁により、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について質疑、ご意見はございますか。
島田晴子 委員	借入金５千５百万と書いてあるのですが、どういう駐車場を作るのですか。すごく高額だなと思ひまして。
事務局	こちらの資金の内訳は、土地の購入費が５千万、造成工事費が５百万ということになっております。造成工事は、アスファルト舗装の計画内容です。
島田晴子 委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

竹村文祥 委員

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

議案第3号、番号3番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より北西へ約2キロメートルに位置しています。現地調査は、1月22日、午前9時15分頃に行いました。申請地は農振農用地となります。農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、申請地は転石により、耕作土が浅く丘陵が伸びないので、基盤整備、耕地整備を行い、土砂を採取して耕地の利便性を向上させて、経営を安定させたいため、今回の申請に至りました。事業計画は、1年と3ヶ月間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行う事で周辺地崩落などの被害を防止します。埋戻しは、自然地山からの発生土砂、及び自社の還元土砂にて行います。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

番号4番について、木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員

議案第3号、番号4番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張する申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ1キロメートルに位置しています。現地調査は、1月23日、午前9時50分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地転用は第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請人の経営する自動車販売修理業で中古車の販売展示場の敷地を拡張し経営の拡大を図るための申請です。事業計画は申請地に20台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木村孝子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

室井孝美 委員

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番及び6番について関連がありますので、一括で室井孝美委員の報告を求めます。

議案第3号、番号5番について調査班を代表して報告します。売買により貸駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より北へ約150メートルに位置しています。現地調査は、1月22日、午前10時10分頃に行いました。申請地は都市計画法上の近隣商業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、土地の有効利用のため近年利用者が増えている駐車場を計画し今回の申請に至りました。事業計画は申請地に41台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号6番について調査班を代表して報告します。売買により貸駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より北へ約150メートルに位置しています。現地調査は1月22日、午前10時10分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の近隣商業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、土地の有効利用のため近年利用者が増えている駐車場を計画し今回の申請に至りました。事業計画は申請地に34台分の貸駐車場を整備するという内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番及び6番について質疑、ご意見はございますか。

大根田昇 委員

地番を見ると6-7、6-6という事で隣接地ですか。隣接地であれば一括して駐車場を作ってしまうのか、それとも別々なのか。それが一括であれば雨水地下浸透処理というのは、少し無理があるように思うのですが。どうでしょうか。

議長

暫時休憩します。

《休憩》

議長

それでは会議を再開します。

大根田昇 委員

今周りの人達に説明を受けたら、土地の前に側溝があるという事で雨水は何の問題もないと思います。

事務局

今お話がありました通り、区画整理地区内ですので雨水も処理することでの計画になっています。ただこちらの計画の中に雨水は敷地内で浸透処理しますということで、ダブルでやっていただける分には特段問題ございません、区画整理地内での処理もやる、ご自分でもさらに地下浸透処理をしてもらうことは良いことと考えております。

大根田昇 委員

はい、わかりました。

議長

その他質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番及び６番については、許可することに決しました。

番号７番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第３号、番号７番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約７００メートルに位置しています。現地調査は、１月２２日、午前９時４５分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１種中高層住宅専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、譲受人は現在借家に住んでおりますが、当該地は小、中学校にも近く子育ての面でも環境が良いとのことなどから、今回の申請に至りました。事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。畦畔等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号７番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号７番については、許可することに決しました。

議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号１番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第４号、番号１番について調査班を代表して報告します。農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社などの農地利利用集積円滑化団体が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。申出人・あっせんを申し出た土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。現地調査は、１月２３日、午前１０時２０分頃に行いました。申請地は、那須塩原市立関谷小学校より北西へ約９００メートルに位置しています。申し出に至った経緯は、高齢及び病気の為通院中であり、後継者もないために経営規模を縮小するために今回の申し出に至りました。現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積されることが望ましい農地であり円滑化団体による買入が必要であると判断しました。地元調査員・調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、通知を要請することに決しました。

	次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条、第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定められていることから協議があったものです。議案書7ページから16ページが「利用権設定関係」の案件で42件、合計面積は502,752平方メートルとなります。この内、16ページからの2件、46,475平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて17ページから18ページが「所有権移転関係」の案件で6件、面積は70,516平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われま
議長	説明が終わりました。
	このことについて質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第5号は事務局提案のとおり、決定することに決しました。
	次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号についてご説明いたします。議案書は19ページとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます、農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、対象の2件、46,475平方メートルにつきましては、同法第18条、第4項に規定された計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として問題はないと思われま
議長	説明が終わりました。
	このことについて質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第6号の計画案は妥当として、市長へ回答いたします。
	次に、議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号についてご説明いたします。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。この件に関しましては、昨年農業委員会会長の不祥事が相次いで発生したことを重く受け止めまして、昨年11月28日に、全国農業委員会会長・代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されたところです。これを受けまして、全国農業会議所は県農業会議より、各市町の農業委員会の総会におきまして、同様に農業

委員会法令遵守の申し合わせ決議や注意喚起を実施するよう依頼があったことから、法令遵守の重要性を再度確認させていただくために決議を行うものとなります。議案書の21ページをご覧ください。こちらが具体的な申し合わせ事項になります。朗読させていただきます。

【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議】

・私達農業委員・農地利用最適化推進員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として法令により適正に農地制度を運営し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に関わる事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私達農業委員・農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち法令遵守を徹底するため、各記事項についてここに申し合わせ決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を新ためて自覚し法令により適正に農地制度を運用すること、特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員・農地利用最適化推進委員として、高い倫理観を維持し法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日 那須塩原市農業委員会

以上が申し合わせ事項になります。今後は、この申し合わせに則りまして、定期的に決議を行い、必要の都度研修を行ってまいりたいと考えております。以上決議につきまして、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 本件の概要で2番、転用する目的で農地を交換し、虚偽の申請を行い許可を得たなどの疑いで、農業委員会会長と農政係長が逮捕されたという事ですが、転用の目的で農地を取得するというのは、なかなか説明するのが難しいのではないかと思います。ただその下にあるかなりの規模をやってしまったから出てきたのかなという感じはしますが。あと今説明された中で、たとえば農業委員とか最適化推進委員が農地の売買等をすると、そういう目で見られるのかなと、この辺はあまり農地の売買は控えた方が良いのかなと感じたのですが。いかがでしょうか。

事務局 農業委員さん等が、農地の売買というところでは、先ほどの申し合わせ決議の内容にもありましたが、議事参与の制限というところで、自分に関係する案件については、総会に参加しないというのがありますので、そういった事で担保されてますので、やってはいけないという事はないのかなと思います。

三本木直人 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようでしたら、ただいま事務局から説明があった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、原案のとおり決議してよろしいですか。

《異議なしの声、多数》

それでは「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり決議しました。委員各位におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

また、農地利用最適化推進委員の方にも、よろしくお伝え願えればと思います。
以上で、全ての議案が終了いたしました。
慎重審議いただきありがとうございました。
これをもちもちまして、那須塩原市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

2 番

3 番
